

2026 年 7 月 24 日

新潟労働局長

黒部 恭志 殿

自動車総連 新潟地方協
議長 田辺 綱男

申 出 書

最低賃金法第 15 条第 1 項の規定により、新潟県自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

新潟県に於いて、自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業を営む使用者に使用されている労働者 8,895 人

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

新潟県自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業最低賃金

3. 申出の内容

上記 2. の最低賃金の改正の決定を求める。尚、最低賃金額は、最低賃金法第 15 条第 1 項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

申出産業に於いて、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数（または使用者数）が 2,458 人であり、新潟県に於ける自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業を営む使用者に使用される労働者数 8,860 人の概ね 3 分の 1 以上に達していること。

$(2,458 \text{ 人} \div 8,895 \text{ 人} = 0.28 < 1/3)$

最も低い労働協約の金額 : 172,000 円/月（日額 8,025 円、時間額 1,070 円）

現在適用されている法定最低賃金額 : 1,053 円/時間



5. 添付書類

- ① 新潟県に於ける自動車小売業の事業所数と労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者数
- ② 自動車小売業の事業所名と賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申合せ等の適用労働者数
- ③ 賃金の最低額に関する労働協約、協定等の適用労働者数及び労働協約の内容一覧
- ④ 労働協約、賃金の最低額に関する労使協定等の写し
- ⑤ 申出合意書及び委任状

※添付資料 ①②のみ添付

以上

新潟県に於ける自動車小売業の事業所数と労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者数

1. 新潟県に於ける自動車小売業の事業所数と労働者の概数

産業小分類	事業所数	労働者数
自動車小売業	1,330 事業所	8,895 人

2. 1のうち最低賃金の必要性に合意する労働者数の内訳

合意の内容	企業数（事業所数）	労働者数
労働協約・協定	10 社（135 事業所）	2,458 人

3. 2のうち企業に於ける事業所数の内訳

	事業所名称	事業所数
1		5 事業所
2		11 事業所
3		10 事業所
4		16 事業所
5		27 事業所
6		21 事業所
7		10 事業所
8		1 事業所
9		24 事業所
10		10 事業所
計		135 事業所

賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申合せ等の適用労働者数の内訳

	当事者名称		効力の及ぶ労働者数（人）
	事業所名称	労働組合名称	
1			147 人
2			298 人
3			200 人
4			268 人
5			632 人
6			244 人
7			124 人
8			12 人
9			402 人
10			131 人
計	10 事業所	10 組合	2,458 人